仕　様　書

１　品目

ベンリー間仕切りⅢ

２　基準品

ベンリー間仕切りⅢ（屋根２枚仕様）BMH3-2Y（株式会社ケンユー）（同等品可）

|  |
| --- |
| 【規格】   1. 材　質：幕体はポリエステル（側内面：シルバーアルミコーティング）、   抗菌・難燃加工スチールスプリング   1. サイズ：〔組立時〕幅　 2,000mm以上　2,200mm以下   奥行 2,000mm以上　2,200mm以下  高さ 1,700mm以上　1,900mm以下  ※幅と奥行きは、同じ長さとする。  ※天井面が平行でない場合、最も低い部分の高さが  1,500ｍｍ以上あること。  　　 　〔収納時〕円形となり、直径800ｍｍ以下×厚み100ｍｍ以下  （それぞれ上下100ｍｍまでの差は可）   1. 厚　さ：180Ｄ（デニール）以上 2. 重　量：７kg以下 3. 遮光率：95％以上 4. 付属品：別紙カタログのとおり |

３　数量

1,500張

４　要件

1. 本　体

ア　組立作業を必要とせず、生地の緩みなくワンタッチで設営・撤去ができる構造

で、繰り返し使用でき、省スペースにて保管可能であること。

イ　(ア） 床面は、クッション性のあるアルミマット又はそれ以上の耐久性・クッション性を備えたものとすること。サイズは、上記２(2)組立時の幅、奥行と同等とすること（幅と奥行はそれぞれ上下100ｍｍまでの差は可）。収納袋に梱包し、難しい場合は、梱包箱に張数に応じた床面を梱包すること。

(イ） 天井面は、耐久性を備え、かつ、幕体と同じポリエステル製とすること。なお、天井面と本体は、紐やマジックテープ等で固定することができることとする。収納袋に梱包し、難しい場合は、梱包箱に張数に応じた天井面を梱包すること。

なお、側面、床面及び天井面のすべてが連結された構造も可とする。

ウ　天井面は、ダブルファスナー等で開閉が可能であること。

エ　天井面は、プライバシーを守るために外部からの視線を遮断できるよう、隙間のない構造とすること。なお、天井幕シートがメッシュ生地等になっている場合は目隠しシート等によって外部の視線を遮断でき、プライベートを守れる構造になっていること。

オ　出入口はファスナーにより内外から開閉可能であること。なお、侵入防止のため、ファスナーを内側に隠すことができる、もしくは、内鍵等で固定することができること。

カ　出入口はマジックテープやひも等の留め具により、全開・半開を調整できること。

キ　出入口は、車椅子で出入りができるような形状（幅900ｍｍ以上、高さ1,300ｍｍ以上）であること、又は、出入口部コーナーのマジックテープを解除し、出入

りが自由にできるような形状であること。

ク　取扱説明書は、写真やイラスト等により組立・収納手順をわかりやすく記載し

ていること。

ケ　生地の内面をシルバーコーティングなどし、内部で着替え等を行う際に、外部

から透けて見えないようにすること。

コ　ISO:9001・14001取得メーカー商品であること。日本国内での検査登録証を提

出すること。

サ　間仕切り本体には抗菌、難燃加工が施されていること。なお、カケン等にて

JISL1902：2015試験方法にそって菌の増殖を防ぐ試験結果、並びに燃焼結果の試

験結果を提出すること。試験結果に係る証明書は、日本語表記とすること。

シ　出入口周辺に表札・メッセージボードをクリップ、ポケット等を使用して掲示できること。

1. 収納袋

ショルダーとファスナー付きの円形収納袋とし、本体・付属品一式をまとめて収納できること。

1. その他

カラーは統一すること。

５　納品場所

　 センコー株式会社　広島PDセンター

　 広島県広島市安佐南区伴西三丁目４－11

６　納期

　 令和７年10月１日（水）～令和８年２月27日（金）の間とする。

　 　※納品日時、納品方法等については、発注者と受注者で協議のうえ、決定すること。

※納品に係る１日当たりのトラックの台数は、10月、１月及び２月は最大５台、11月及び12月は最大３台とする。

※その他の納品ルールについては、別紙1参照

７　納品時の留意事項

1. 収納袋に収納したパーティションを梱包箱に入れ、梱包箱をパレットに積載し、パレタイズされた状態で納品すること。高さは、パレット込みで1,370ｍｍ以内とすること。
2. パレットサイズは、幅1,100ｍｍ×奥行1,100ｍｍ×高さ120~150ｍｍとすること。
3. パレット数は110パレット以内とすること。これを超える場合は、発注者と協議すること。
4. 分納となる場合は、発注者と協議のうえ、日程を調整すること。
5. その他、納品に関する事項については、発注者の指示を仰ぐこと。

８　その他

(1) 受注者は、発注者と十分打合せを行い、業務を遂行するとともに、調整が必要 となった場合は速やかに協議すること。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により、製品が毀損、汚損、破損又は滅失した場合

は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の負担によりこれを補填するものとすること。

(3) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者の協議の上決定すること。